

2 - 7 自動車騒音規制の推移

(単位：デシベル)

自動車の種別			自動車騒音の区分		加速走行騒音														定常走行騒音及び排気騒音					近接排気騒音					
			新車、使用過程車の区分		新 車														使用過程車	新 車					新車使用過程車		新 車		
			規制年 等		46年	51年	54年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	平成	平成	平成	平成	26年	26年	46年	平成	平成	平成	平成	60年	63年	平成	平成	平成
46年	51年	54年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	平成	平成	平成	平成	平成	26年	26年	46年	平成	平成	平成	平成	60年	63年	平成	平成	平成	平成			
大型車	車両総重量が3.5 tを超え、原動機の最高出力が、150キロワットを超えるものをいう。	大型バス（乗車定員11人以上の自動車）													83														
		大型トラック		92	89	86										81		85	85	80				82			107		99
		全輪駆動車、トラクター及びクレーン車									83					82											83		
中型車	車両総重量が3.5 tを超え原動機の最高出力が150キロワット以下のものをいう	全輪駆動車		89	87	86		83						81		85	85	78				80	105					98	
		全輪駆動車 トラック																											
小型車	車両総重量が3.5 t以下のものをいう	軽自動車以外	車両総重量1.7 t超		85	83	81		78					76		85	85	74					103				97		
			車両総重量1.7 t以下																										
乗用車	専ら乗用の用に供する乗員定員10人以下のものをいう（二輪自動車を除く）	軽自動車	ボンネット型		84	82	81	78						76		85	85	70	74				103		96		97		
			キャブオーバー型（ボンネット型以外）のもの																										
二輪自動車	二輪の小型自動車（総排気量が0.250リットルを超えるもの）及び二輪の軽自動車（総排気量が0.125リットルを超え0.250リットル以下のもの）をいう	乗車定員6人超		84	82	81	78				76					85	85	74	74					96				94	
		乗車定員6人以下																											
原動機付自転車	第一種原動機付自転車（総排気量が0.050リットル以下のもの）及び、第二種原動機付自転車（総排気量が0.125リットルを超え0.250リットル以下のもの）	小型		86		83	78				75				73		85	85	74	71				72	99			94	
		軽																											
		第二種		82		79	75				72				71		85	85	70				68	95			90		
		第一種																											

[備考]

- 平成10年規制の適用時期は、新車は平成10年10月1日、継続生産車は平成11年9月1日、輸入車は平成12年4月1日。
- 小型車の平成11年規制の適用時期は、新車は平成11年10月1日、継続生産車は平成12年9月1日、輸入車は平成13年4月1日。  
また、乗用車の平成11年規制の適用時期は、新車は平成11年10月1日、継続生産車は平成13年9月1日、輸入車は平成14年4月1日。
- 平成12年規制の適用時期は、新車は平成12年10月1日、継続生産車及び輸入車は平成13年9月1日。
- 中型車及び原動機付自転車の平成13年規制の適用時期は、新車は平成13年10月1日、継続生産車及び輸入車は平成14年9月1日。  
また、大型車及び二輪自動車の平成13年規制の適用時期は、新車は平成13年10月1日、継続生産車及び輸入車は平成15年9月1日。
- 近接排気騒音の〔 〕内の数値は、車両の後部に原動機を有する自動車の規制値

(注)

平成11年規制より、小型車の自動車種別について変更。それ以前の種別は、上段が小型トラック、バスで、下段が前輪駆動車。